



こんにちは
横浜市議員

日本共産党

週刊ニュース

岩崎ひろし

岩崎ひろし事務所
2012.03.14号

<日本共産党戸塚区事務所>
横浜市戸塚区上倉田町509-1
TEL865-0074 FAX865-0594

E-Mail:mail@iwasaki-hiroshi.jp
http://www.iwasaki-hiroshi.jp/

国保料算定方式の旧ただし書き方式への移行で

低所得者層、扶養多い世帯に重い負担

昨年12月の国民健康保険法の施行令改正で、2013年度から保険料の所得割額の算定方式が旧ただし書き方式に一本化されることとなります。横浜市では、扶養控除や障害者控除等の所得控除後の市民税額を算定基礎とする市民税方式を採用しています。旧ただし書き方式では収入から33万円の基礎控除のみを引いた所得を算定基礎とするため、いままで所得割がかからない市民税非課税世帯や、扶養者が多い世帯や障害者がいる世帯では保険料が上がります。



日本共産党の白井まさ子議員(写真左)は、横浜議会予算特別委員会でこの問題を取り上げました。

日本共産党の白井まさ子議員(写真左)は、横浜議会予算特別委員会でこの問題を取り上げました。

白井議員は旧ただし書き方式の移行で大幅に値上げになった例をあげた上で、「施行令は基準の政令で、法的強制力は持たないものですから、変更しなくてもいいはず。変更すべきではない」と述べるとともに、今度の6月の2012年度保険料額通知の際に制度変更と具体的な例を挙げて負担額を知らすべしと主張しました。

健康福祉局長は、市民税方式と比べて旧ただし書き方式では低所得層の保険料負担が増加する場面があると認め、政令改正についてはお知らせをしていくと答えました。

旧ただし書き方式移行で値上げの例

東京23区 (2011年春に移行)

- 難病の妻と2人暮らし世帯
2万8544円→9万3944円
- 母子家庭で障害児が2人の世帯
7万円も値上げ

川崎市 (2012年春に移行予定)

- 給与収入200万円、小学生2人を含む4人世帯
9万9750円→18万440円
(2011年度) (2015年度)

【図4: 賦課方式の移行による保険料負担の増減イメージ】

